

第一フロンティア生命
第一生命グループ

第一フロンティア生命は第一生命グループの生命保険会社です
第一フロンティア生命は、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。第一フロンティア生命では、販売商品の特性に合わせて専門性を高め、質の高い商品とサービスをお客さまにご提供し続けることをめざしています。

いちばん、人を考える会社になる。

第一生命

第一生命について
第一生命は、明治35(1902)年の創業以来、一貫してお客さま第一主義の実現をめざしています。これからも、この経営理念を第一生命の恒久的な存在意義と位置づけ、お客さまの「一生涯のパートナー」であることを追求し続けていきます。

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
ハッピーになろう ダイイチフロンティア
0120-876-126
営業時間：月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00

サービス内容

①基準価額のご照会 ③給付金などの請求のお手続き
②ご契約内容の変更のお手続き ④ご契約内容についてのご質問・お問合わせ

基準価額、運用判定基準値は、電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。
基準価額は毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。
第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。
●「ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート」(年4回) ●「定額の年金保険への移行のお知らせ」
*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を翌月下旬以降にご郵送します。
*目標値を指定してお申し込みされた場合、目標値到達時にご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。
「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

- 契約締結における担当者の役割について**
生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命03-6863-6211(大代表)]までご連絡ください。
- その他ご注意いただきたい事項について**
●生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
●保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることになります。この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。(保護機構については、「ご契約のしおり」をお読みください。)詳細については、生命保険契約者保護機構[TEL03-3286-2820・月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>]までお問い合わせください。
●この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
●募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
●お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身で申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
●保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

〔募集代理店〕

三菱UFJ信託銀行株式会社
MUFG

フリーダイヤル
または窓口まで 0120-349-250
※つながりましたら①③を押してください。

ご利用時間:
平日 9:00～17:00
(土・日・祝日等を除く)

〔引受保険会社〕

第一フロンティア生命保険株式会社
〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10
晴海トリトンスクエア X棟15階
電話(03)6863-6211(大代表)

第一フロンティア生命
第一生命グループ
お客さまサービスセンター 0120-876-126
営業時間:月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00
◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>
'13年4月版

〔登〕C24F0172(H25.2.15) 営業F1792-02 '13年3月作成 リ

第一フロンティア生命の投資型年金保険

2013年4月版
商品パンフレット

プレミアムウイング
WING

年金原資保証型変額個人年金保険(12)

早期に目標に到達する期待と、
最低保証の安心。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする
生命保険であり、預金とは異なります。

〔募集代理店〕

三菱UFJ信託銀行
MUFG

第一フロンティア生命
第一生命グループ

〔引受保険会社〕

第一フロンティア生命
第一生命グループ

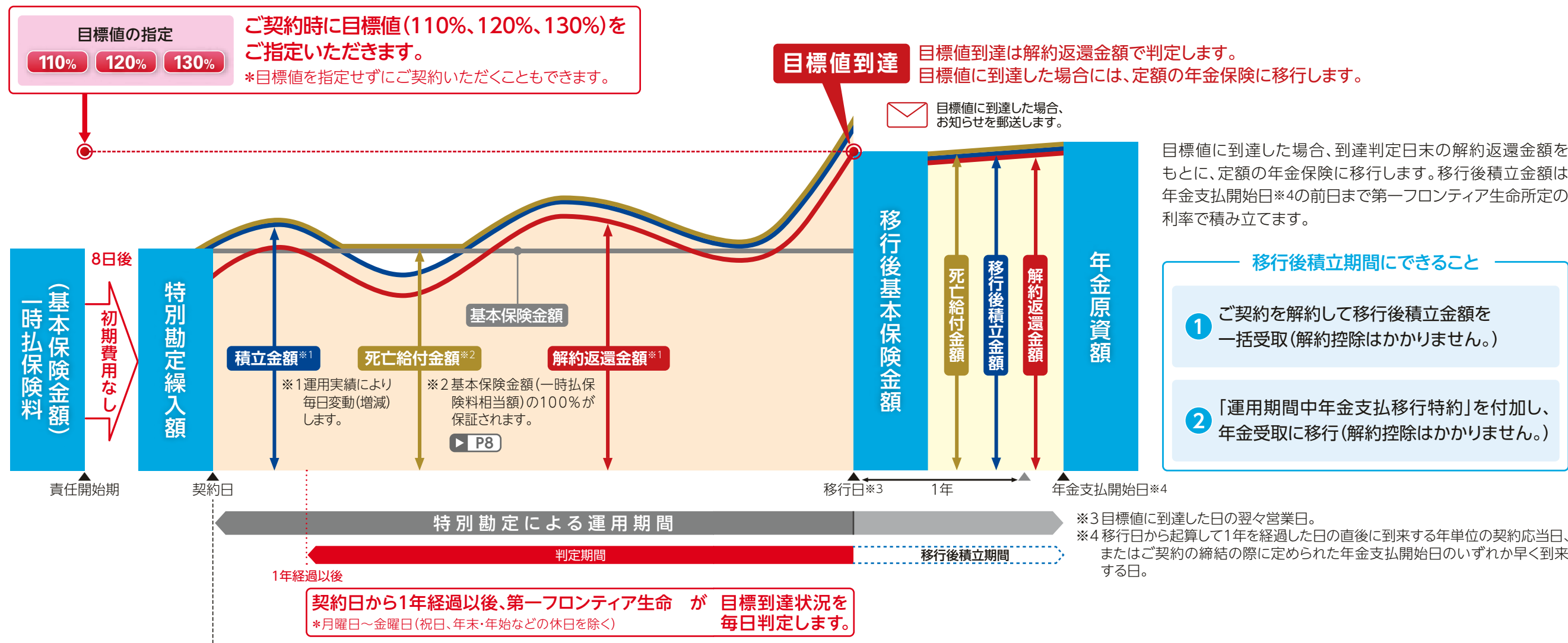
しくみと特徴



ご注意

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

しくみ図（イメージ） ご契約時に目標値を指定した場合のイメージ図



契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して 8日 後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

特徴1

初期費用の負担がありません。

一時払保険料の全額を特別勘定に繰り入れるため、資産を効率よく運用できます。

特徴2

国内外の株式・公社債などで運用し、運用状況に応じて資産配分割合を自動的に切り替えます。

3つのタイプの資産配分割合を自動的に切り替えながら運用し、長期的な資産の成長をめざします。

特徴3

目標値に到達した場合は、自動的に運用成果を確保し受け取れます。▶ P9



ご注意

〈負担していただく主な費用について〉▶ P11

特別勘定による運用期間中は、保険契約関係費(特別勘定の資産総額に対して年率2.78%)、および資産運用関係費(信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率0.1575%(税込み))を負担していただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費(年金管理費)(受取年金額に対して0.35%)を負担していただきます。また、解約・減額する場合は経過年数に応じた解約控除がかかります。

〈主な投資リスクについて〉▶ P6・12

この保険は、国内外の株式・公社債などで運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

〈定額の年金保険への移行に関するご留意事項について〉

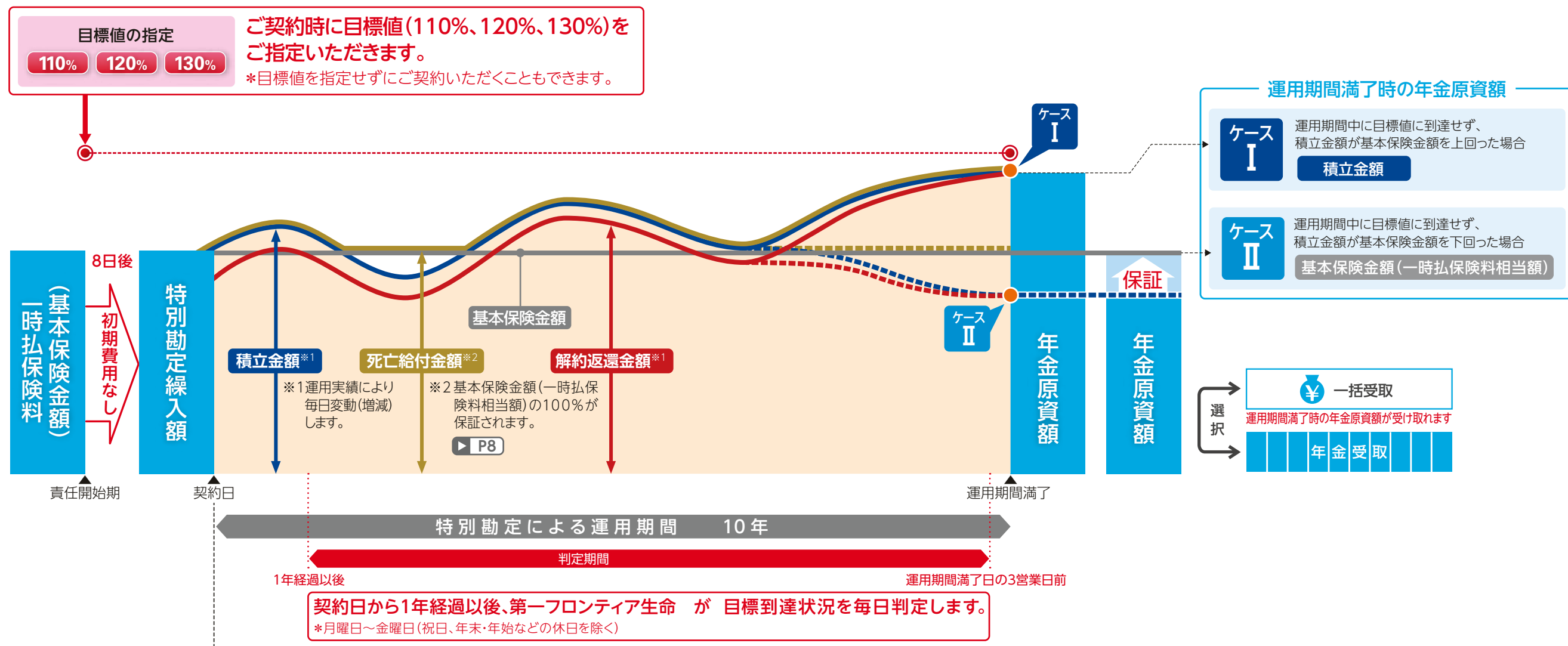
- ・株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。
- ・目標値の判定は、積立金額から解約控除を差し引いた解約返還金額で行います。
- ・ご契約後1年未満で目標値に到達しても、目標到達判定開始前であるため、定額の年金保険に移行しません。
- ・移行日以降、一般勘定にて運用を行うため、引き続き特別勘定で運用することはできません。

〈解約・減額する場合のご留意事項について〉

- ・特別勘定による運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。)
- ・年金原資額として一時払保険料相当額が保証されるのは、運用期間満了時のみとなります。

しくみと特徴

しくみ図(イメージ) ご契約時に目標値を指定した場合のイメージ図



契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。〔第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して 8日 後となる日〕または〔承諾日〕のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

特徴1

初期費用の負担がありません。

一時払保険料の全額を特別勘定に繰り入れるため、資産を効率よく運用できます。

特徴2

国内外の株式・公社債などで運用し、運用状況に応じて資産配分割合を自動的に切り替えます。

3つのタイプの資産配分割合を自動的に切り替えながら運用し、長期的な資産の成長をめざします。

特徴4

死亡給付金額と運用期間満了時の年金原資額には100%の最低保証があります。

死亡給付金額 年金原資額

基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。



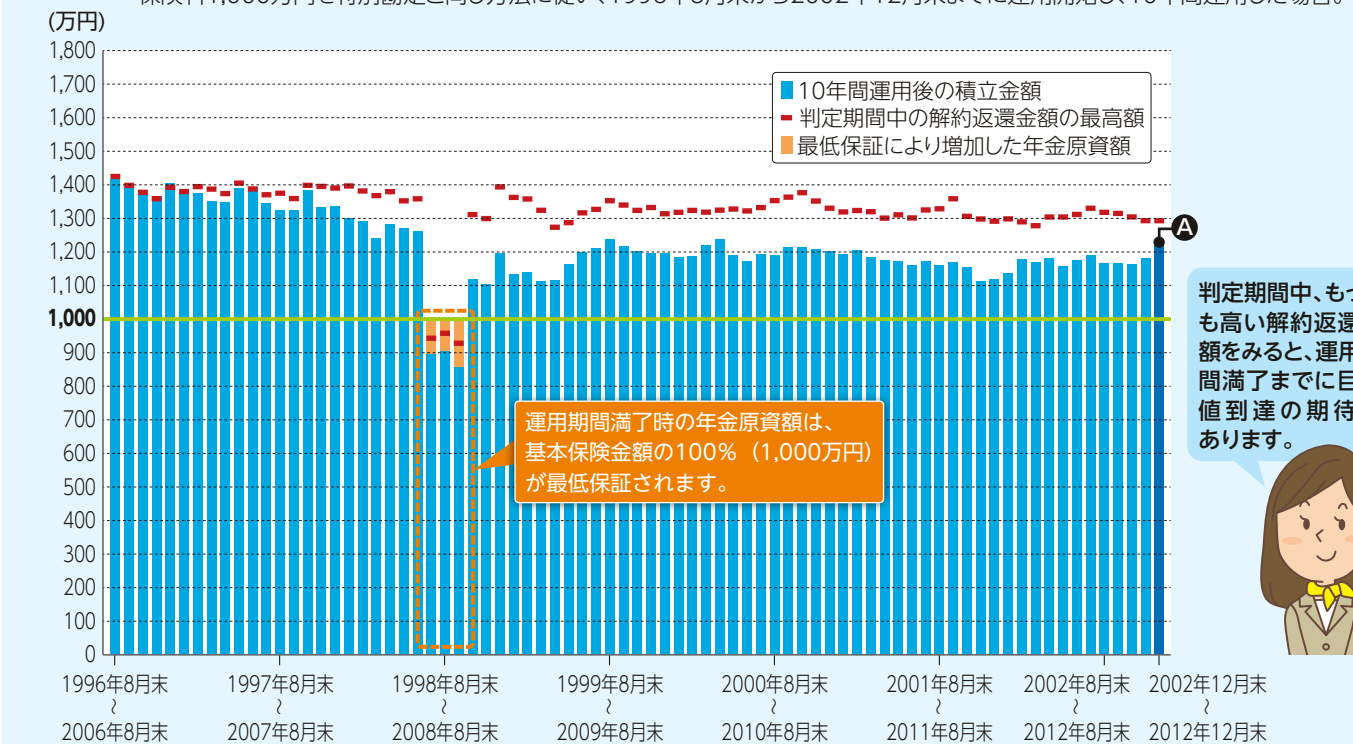
ご注意

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

参考1 10年後の積立金額シミュレーション

保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前

保険料1,000万円を特別勘定と同じ方法に従い、1996年8月末から2002年12月末までに運用開始し、10年間運用した場合。



10年間のデータを1ケースとする1996年8月末から2002年12月末までの77ケースのうち、解約返還金額がそれぞれ以下の目標値に到達しています。

目標値	110%	120%	130%
目標値に到達したケース数	74/77 (約96%)	74/77 (約96%)	64/77 (約83%)

*確実性を保証するものではありません。

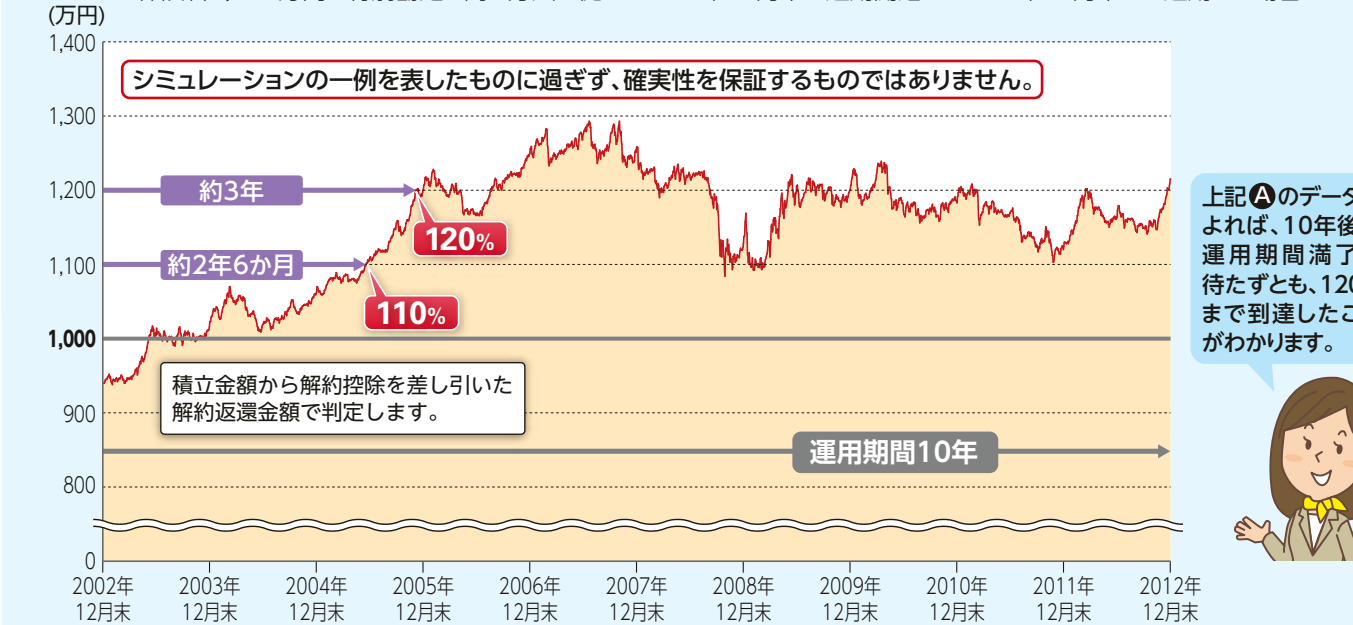
判定期間中、もっとも高い解約返還金額をみると、運用期間満了までに目標値到達の期待があります。

参考2 解約返還金額と目標値到達期間のシミュレーション

保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前

(上記 参考1 の A (2002年12月末～2012年12月末)のケース)

保険料1,000万円を特別勘定と同じ方法に従い、2002年12月末に運用開始し、2012年12月末まで運用した場合。



参考2は目標値到達の判定を毎日実施したものととして第一フロンティア生命がシミュレーションしたものです。

上記Aのデータによれば、10年後の運用期間満了を待たずとも、120%まで到達したことがわかります。



ご注意

〈負担していただく主な費用について〉▶P11

特別勘定による運用期間中は、保険契約関係費(特別勘定の資産総額に対して年率2.78%)、および資産運用関係費(信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率0.1575%(税込))を負担していただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費(年金管理費)(受取金額に対して0.35%)を負担していただきます。また、解約・減額する場合は経過年数に応じた解約控除がかかります。

〈主な投資リスクについて〉▶P6・12

この保険は、国内外の株式・公社債などで運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

〈解約・減額する場合のご留意事項について〉

・特別勘定による運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。〔運用期間中年金支払移行特約〕により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。・年金原資額として一時払保険料相当額が保証されるのは、運用期間満了時のみとなります。



ご注意

参考1および参考2は、目標値に到達した後も引き続き特別勘定による運用を継続したものととして、事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

特別勘定について

申込期間	特別勘定名称	主な投資対象となる投資信託の名称
2013年 4月1日～2013年 6月30日	世界アセット分散型(1306)	DIAM世界アセットバランスファンド7VA(1306)(適格機関投資家限定)
2013年 7月1日～2013年 9月30日	世界アセット分散型(1309)	DIAM世界アセットバランスファンド7VA(1309)(適格機関投資家限定)
2013年10月1日～2013年12月31日	世界アセット分散型(1312)	DIAM世界アセットバランスファンド7VA(1312)(適格機関投資家限定)
2014年 1月1日～2014年 3月31日	世界アセット分散型(1403)	DIAM世界アセットバランスファンド7VA(1403)(適格機関投資家限定)

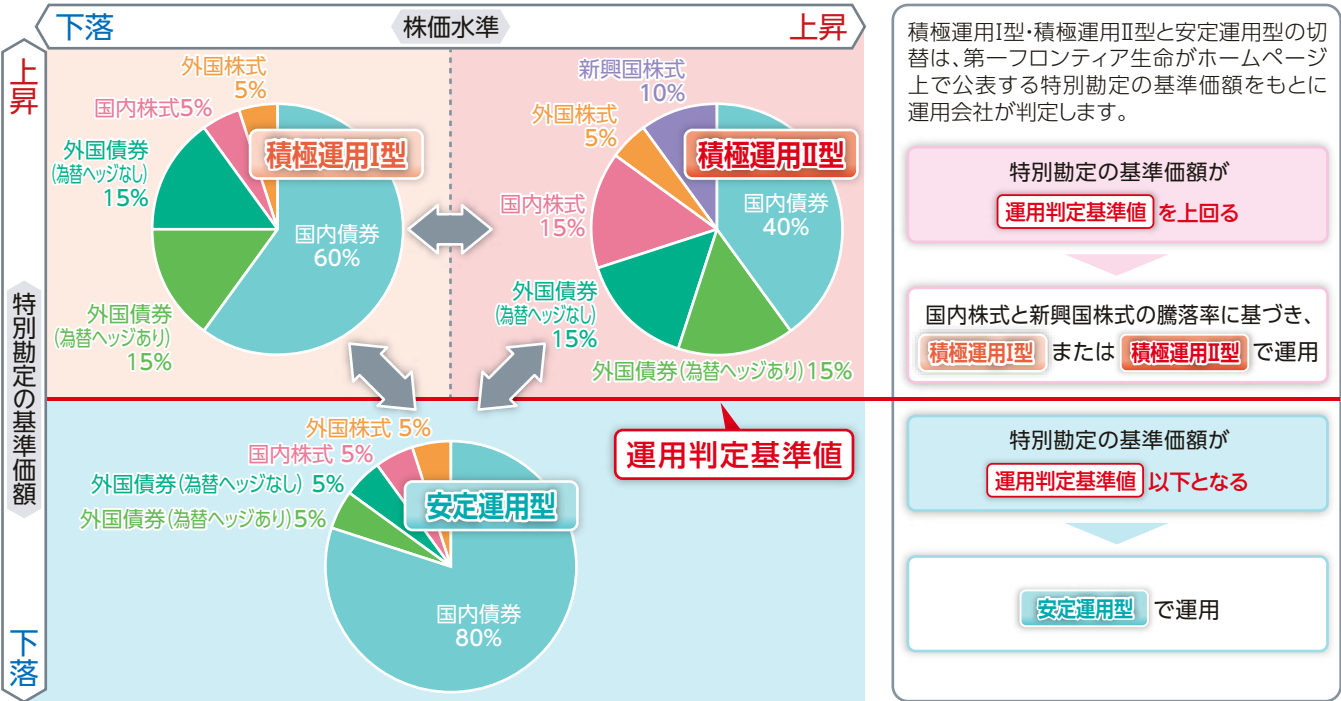
*特別勘定および主な投資対象となる投資信託の名称末尾の4桁の数字は、申込期間に応じた年月を反映します。

資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して、 年率0.1575%(税込み) の1/365を毎日控除します。	特別勘定の運用方針	国内外の株式および公社債を主要投資対象とする投資信託に投資し、資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
運用会社	DIAMアセットマネジメント株式会社		

運用状況に応じた資産配分割の自動切替について

- この特別勘定の主な投資対象となる投資信託の資産配分割は3つのタイプがあります。
- 上記申込期間中は「積極運用I型」の資産配分割で運用されますが、以後は運用状況に応じて毎日切替判定を行います。
- 特別勘定の基準価額が運用判定基準値※を上回っている場合は「積極運用I型」または「積極運用II型」で運用します。
- 運用判定基準値を上回り、かつ国内株式と新興国株式の約1か月間の騰落率の平均値が大きなマイナスでなければ、「積極運用II型」で運用します。

※特別勘定の申込期間最終日(3月末、6月末、9月末、12月末)の基準価額から3%を差し引いた値。
※詳しくは、「特別勘定のしおり」をお読みください。



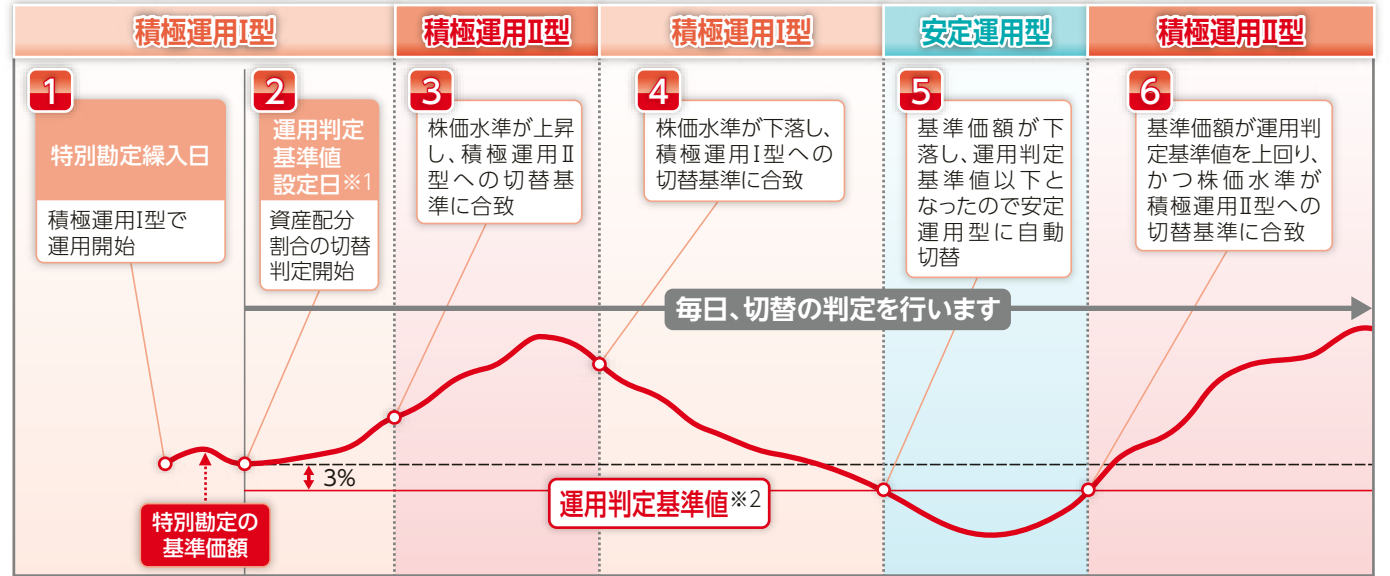
*資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

各資産クラスの運用内容は以下のとおりです。	
資産クラス	運用内容
国内債券	日本国債、日本政府保証債、地方債での運用
外国債券(為替ヘッジあり)	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジあり、円ベース)をベンチマークとするパッシブ運用
外国債券(為替ヘッジなし)	豪ドル建て債券での運用(他の先進国債券に投資する場合があります。)
国内株式	東証株価指数(TOPIX、配当込み)をベンチマークとするパッシブ運用
外国株式	S&P500種指数(配当込み)の動きに連動する上場投資信託証券(ETF)での運用
新興国株式	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)の動きに連動する上場投資信託証券(ETF)での運用

《投資信託の運用会社》DIAMアセットマネジメント株式会社

DIAMアセットマネジメントは1999年に第一ライフ投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併して設立された運用会社です。運用力の強化、グローバルな情報収集・投資戦略を計画・実行するため、100%出資による子会社をロンドン、ニューヨーク、シンガポール、香港に有し、世界的視野に立った調査・運用体制を実現しています。

運用状況に応じた資産配分割の自動切替イメージ



※1 特別勘定の申込期間の最終日。翌日から運用状況に応じて資産配分割の自動切替を行います。

※2 運用判定基準値設定日の特別勘定の基準価額から3%を差し引いた値。

*積極運用I型・積極運用II型と安定運用型の切替は、第一フロンティア生命がホームページ上で公表する特別勘定の基準価額をもとに運用会社が判定します。



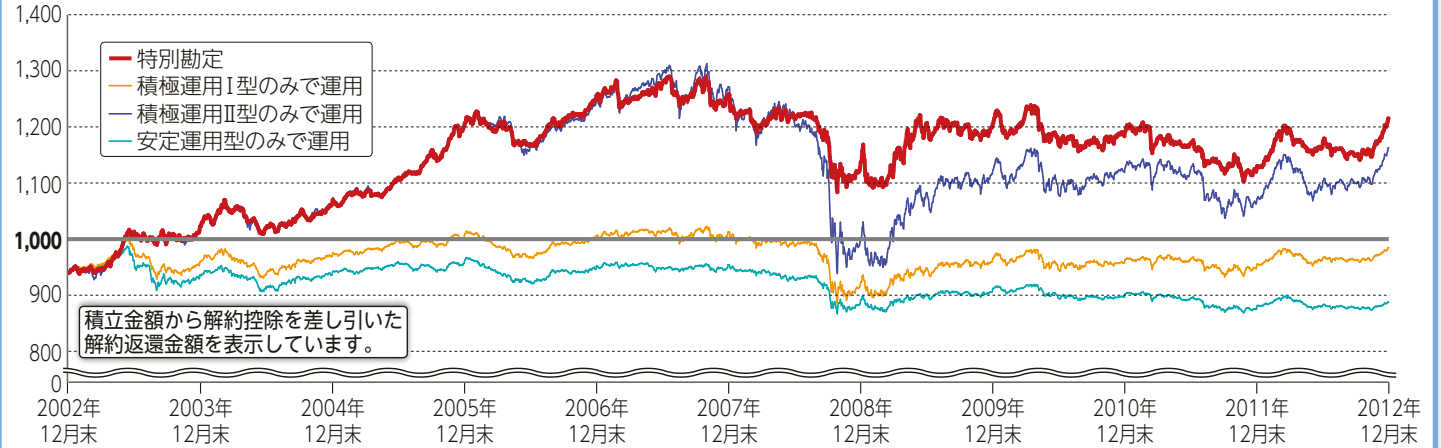
ご注意

- 上記イメージは運用状況に応じた資産配分割の自動切替の概略を示したもので、実際の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 運用状況によっては資産配分割の切替が一度も行われない場合があります。
- 上記イメージは運用判定基準値設定日の直後から、基準価額が上昇した場合のイメージですが、運用判定基準値設定日の翌日以降、基準価額が下落し、運用状況によっては、運用判定基準値設定日直後から安定運用型の資産配分割となる場合もあります。
- 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

参考

特別勘定の解約返還金額シミュレーション 保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前

保険料1,000万円を特別勘定と同じ方法に従って運用した場合と、「積極運用I型」のみ、「積極運用II型」のみ、「安定運用型」のみのそれぞれで運用した場合について比較。2002年12月末に運用開始し、2012年12月末まで運用した場合のシミュレーション。



ご注意

上記のシミュレーションは、目標値に到達した後も引き続き特別勘定による運用を継続したものととして、事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



ご注意

特別勘定とその投資リスクについて

- この保険では、資産運用の実績が、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの変動(増減)につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行います。そのため、特別勘定を設定し、他の資産とは独立した運用体制と運用方針に基づき運用します。
- 特別勘定での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その投資においては投資リスクを負うことになります。この保険では、資産運用の成果が直接、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することとなります。【P12】
- 特別勘定の評価は毎日行い、その成果を積立金額の増減に反映させます。特別勘定の評価方法は投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法については将来変更することがあります。
- 詳細につきましては「特別勘定のしおり」をお読みください。

運用期間満了時のお受取り

運用成果としての年金原資のお受取方法は、お客さまのライフプランにあった方法を選択できます。また、ご契約時に選択いただいた年金受取期間は、年金支払開始日前であれば変更することができます。（お受取方法については年金支払開始日の1か月前までにご案内します。）



ご注意

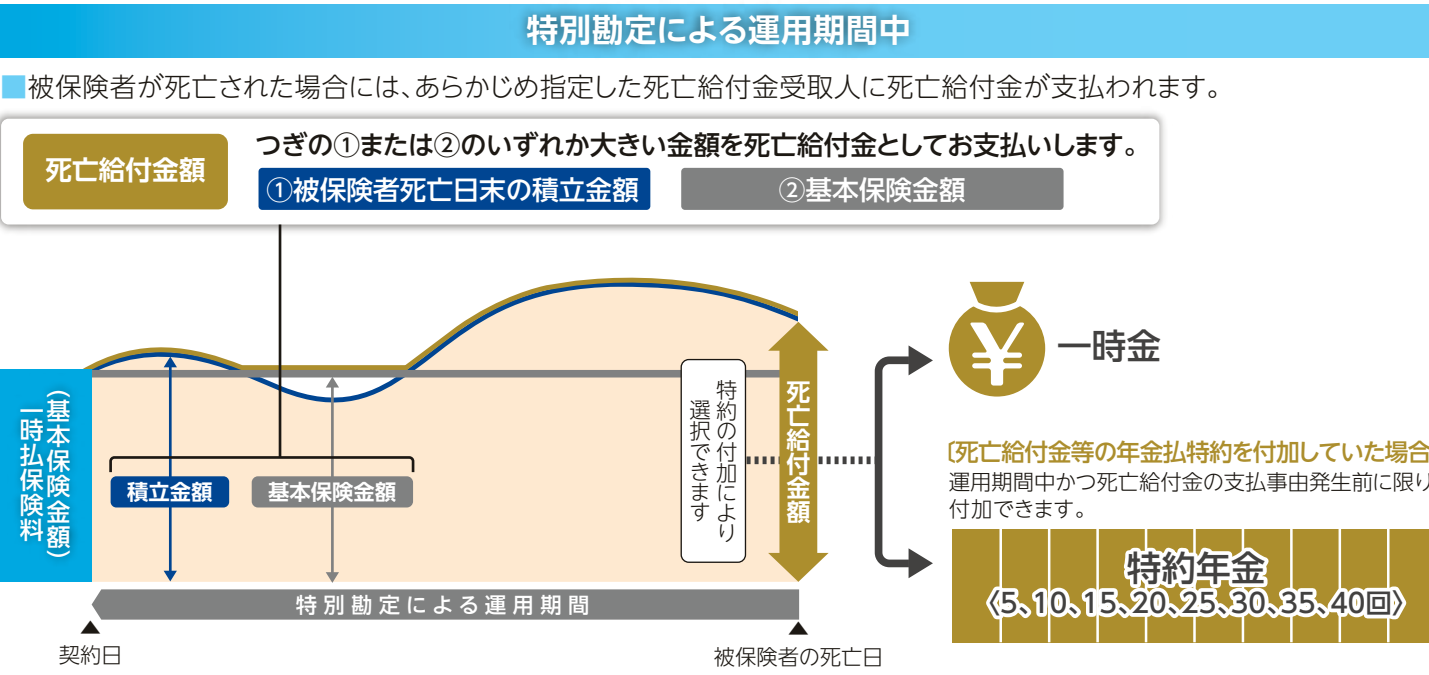
この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金原資額（年金支払開始日の前日末の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額、定額の年金保険に移行後は移行後積立金額）をもとに、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。なお、年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行うため、年金受取期間中は年金額が変動せず一定となります。

一括受取	
 一括受取 (年金原資額の一時支払)	年金原資額の一時支払を選択できます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。
確定年金※1※2	
 年金受取	一定期間、年金をお受け取りいただけます。 年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。 年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

※1 年金原資額・年金受取期間・年金受取開始時の市場環境などの状況によっては年金額が30万円に満たない場合があります。年金支払開始日における年金額が30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
※2 年金のお受取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。（未払年金の一括払）

万一の場合のお取扱い(死亡保障のしくみ)

特別勘定による運用期間中に被保険者が死亡された場合には、運用実績にかかわらず基本保険金額が死亡給付金として最低保証されます。また、資産をのこしたい人をあらかじめ指定しておけるなど、保険ならではの特徴があります。



定額の年金保険へ移行後(目標値に到達した場合)

定額の年金保険への移行日から年金支払開始日の前日までの期間(移行後積立期間)中に被保険者が死亡された場合、死亡給付金額は、被保険者が死亡した日の移行後積立金額となります。

〈死亡給付金等の年金払特約のお取扱い〉

「死亡給付金等の年金払特約」を付加していた場合、その受取人が死亡給付金を一時金にかえて、年金でお受け取りいただけます。特約年金の受取回数は、5回～40回(5回さざみ)の中から選択いただけます。支払事由発生前に限り、ご契約者からのお申出により特約年金の受取回数は変更可能です。

*この特約は、年金支払開始日前で、死亡給付金の支払事由発生前に限り付加できます。支払事由発生後には付加できません。

*受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。

*特約年金の最低額は受取人一人あたり30万円で、これに満たない場合は一時金でお支払いします。

*特約年金でのお受取りを複数の特約年金受取人でご選択いただく場合、年金受取回数については、特約年金受取人全員が同一となります。なお、この場合、支払事由発生後において一部の特約年金が30万円に満たない場合は、その特約年金の受取回数を変更することができます。

*特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、主契約の死亡給付金額をもとに、死亡給付金の支払事由が発生した時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算され算出されます。

年金受取開始後

年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。
(年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。)

被保険者が死亡された場合には、年金受取人はつぎのいずれかを選択することができます。

①残余年金受取期間の未払年金現価の一括でのお受取り

②残余年金受取期間の年金を継続してお受取り

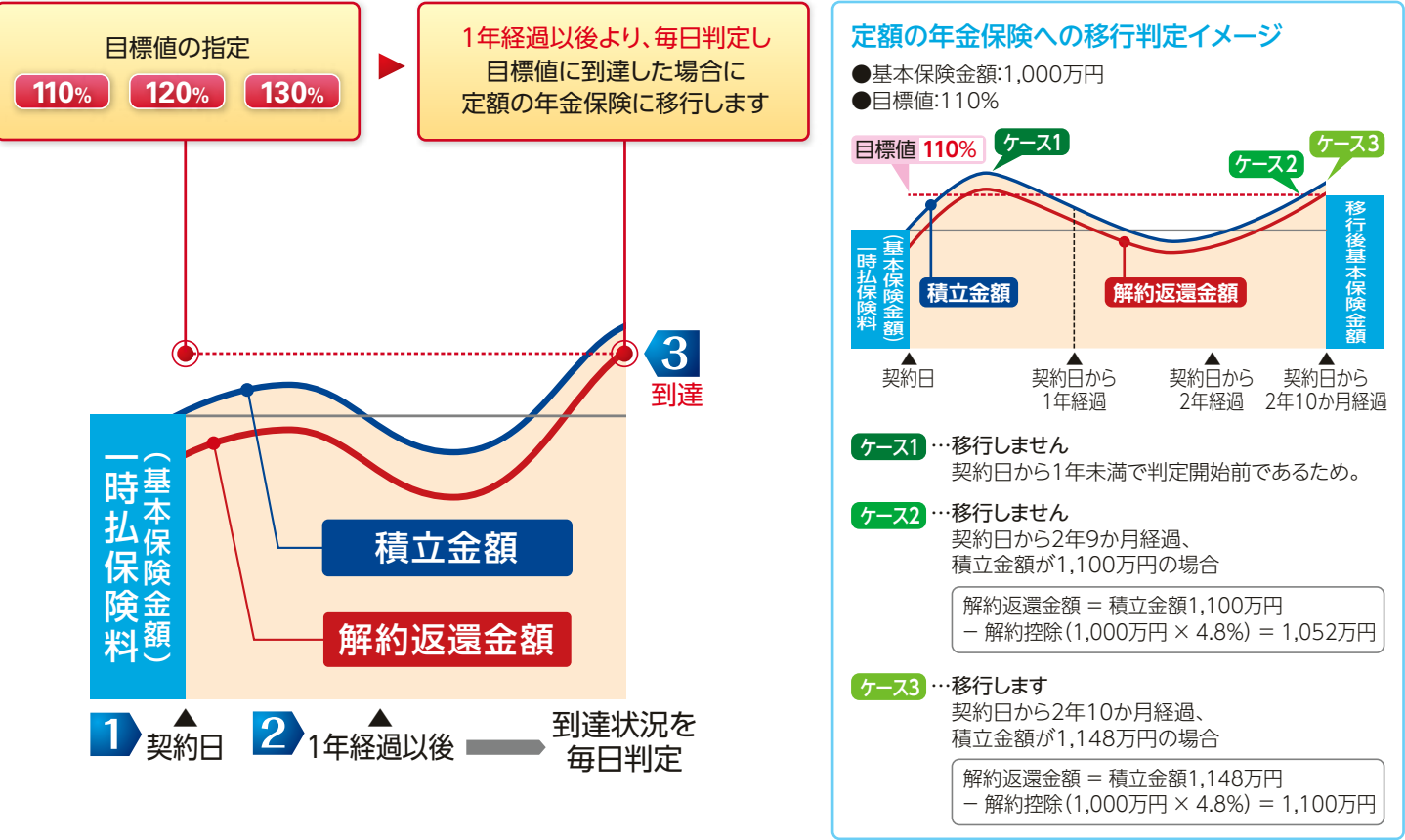


ご注意

責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき※など、死亡給付金をお支払いできない場合があります。
※この場合、被保険者の死亡した日末の積立金額をご契約者にお支払いします。

定額の年金保険への移行について

目標値に到達した場合、定額の年金保険に移行して、早期に運用成果を確保します。



1 運用の目標値を指定 110% 120% 130%
ご契約時に運用の目標値を指定していただけます。目標値は、基本保険金額に対する解約返還金額の割合で、110%・120%・130%の中から指定していただけます。なお、目標値を指定しないで運用期間満了まで特別勘定での運用を継続いただくこともできます。
目標値は、目標値に到達する前であれば、ご契約後に変更することができます。

2 契約日から1年経過以後より、第一フロンティア生命が目標到達状況を毎日判定
到達状況は、契約日から1年経過以後より年金支払開始日の3営業日前まで、第一フロンティア生命が毎日(祝日、年末・年始などの休日を除く月曜日～金曜日)判定を行います。

3 判定時に目標値に到達していた場合
●目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(移行日)に、到達判定日末の解約返還金額を移行後基本保険金額とする定額の年金保険に移行します。
●移行後基本保険金額は、年金支払開始日の前日までの期間(移行後積立期間)、第一フロンティア生命所定の利率で積み立てます。(積み立てられる金額を移行後積立金額といいます。)
●年金支払開始日は、移行日から起算して1年を経過した日の直後に到来する年単位の契約応当日、またはご契約の締結の際に定められた年金支払開始日のいずれか早く到来する日となります。
●年金支払開始日の前日における移行後積立金額を年金原資額とし、年金原資額の一括受取または年金受取ができます。
*到達判定日から移行日前日末までは特別勘定にて運用を行うため、この間の解約返還金額は変動(増減)します。
*移行後積立期間には、ご契約を解約して移行後積立金額をお受取りいただくこともできます。また、「運用期間中年金支払移行特約」を付加することで、その時点の移行後積立金額を特約年金原資額として、年金受取を開始することもできます。(いずれも解約控除はかかりません。)

ご注意
・株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。
・目標値の判定は、積立金額から解約控除を差し引いた解約返還金額で行います。
・ご契約後1年未満で目標値に到達しても、目標到達判定開始前であるため、定額の年金保険に移行しません。
・移行日以降、引き続き特別勘定で運用することはできません。

運用期間中の年金移行のお取扱い(運用期間中年金支払移行特約)

- 契約日から1年経過以後、ご契約者からのお申出により、いつでもその時点の解約返還金額を特約年金原資額として、年金受取を開始することができます。
- 移行日前にこの特約を付加した場合は、「定額の年金保険への移行」は行いません。

ご注意
特別勘定による運用期間中に年金移行する場合には、**年金原資額の最低保証はありませんので、特約年金原資額が一時払保険料相当額を下回る場合があります。**この場合、年金移行する場合の特約年金原資額は、**積立金額から解約控除が差し引かれた金額**となります。▶P11

年金支払開始日の繰延べのお取扱い

- ご契約者からのお申出により、年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で最長1年繰り延べることができます。
- 繰延べ期間は最長1年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

ご注意
繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。また、経済情勢の変化などにより、基礎率などは変更される場合があります。

主なお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料)		200万円以上5億円以下(1万円単位) *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
運用期間		10年
契約年齢		0歳～80歳(契約日における被保険者の満年齢)
年金受取開始年齢		10歳～90歳
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。
後継年金受取人		被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。
年金支払開始日の変更		・年金支払開始日の繰延べを取り扱います。 ・「運用期間中年金支払移行特約」の付加により、契約日から1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
基本保険金額の 変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上ある必要があります。なお、残存部分は継続します。 *年金支払開始日を繰り延べた場合、繰延べ期間中の減額は取り扱いません。

お客さまに負担していただく費用

この保険にかかる費用は、特別勘定による運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。

ご契約時

ご契約時にご契約者に負担していただく費用はありません。

特別勘定による運用期間中

■ すべてのご契約者に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の最低保証や ご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.78%	左記の年率の1/365を積立金から 毎日控除します。
資産運用関係費※ 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して 年率 0.1575%(税込み)	左記の年率の1/365を投資信託の 信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2013年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

■ 特定のご契約者に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
解約控除 解約・減額または 「運用期間中年金支払移行特約」を 付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額(減額の場合は減額する部分の基本保険 金額)に経過年数別の解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下記【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金支払 移行特約」を付加した時に積立金から 控除します。

【別表】解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

*解約返還金額(基本保険金額の減額をした場合の減額分の解約返還金も同様)は、つぎのとおり計算されます。

解約返還金額 = 解約返還金計算日※末の積立金額 − 解約返還金計算日※末の基本保険金額 × 解約控除率

※請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします。)を解約返還金計算日とします。

年金受取期間中

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費)※ 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 0.35%	年金支払開始日以後、 年金支払日に控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2013年4月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

ご注意いただきたい重要なお知らせ

この商品は クーリング・オフ制度 の対象です	お申込者またはご契約者は、 ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払いいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。) であれば、 第一フロンティア生命あての書面(消印有効) での郵便によるお申出により ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除 をすることができます。この場合、お払いいただいた金額を全額お返しいたします。
保障の責任開始期について	ご契約はお申込みと第一フロンティア生命の承諾によって成立します。この場合、 一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った時から保険契約上の保障が開始 されます。
死亡給付金などをお支払い できない場合があります	責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき※など、 死亡給付金をお支払いできない場合があります。 ※この場合、被保険者の死亡した日末の積立金額をご契約者にお支払いします。
契約日および特別勘定による 運用の開始時期について	〔契約日〕 契約日は、 第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。 〔特別勘定による運用の開始時期〕 一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った日(=責任開始期の属する日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日(=承諾日)のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。

主な投資リスクについて

この保険は、国内外の株式・公社債などで運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。さらに、新興国株式に投資する場合、先進国株式と比べ株価変動リスクが大きくなる傾向にあります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落(円高)した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができないリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
資産配分リスク	当特別勘定が主な投資対象とする投資信託では、一定の条件に従って資産配分割合の変更を行います。収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数またはすべての資産価値が下落する場合には、当特別勘定の基準価額が下落する要因となる可能性があります。

**ご注意**

詳細につきましては「特別勘定のしおり」をお読みください。